

○ 新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定新型コロナウイルスエンザ等対策）</p> <p>第一条 新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の二の政令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 法の規定により実施する措置</p> <p>二 次に掲げる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）の規定（イからハまでに掲げる規定にあつては感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び感染症法第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含み、ニに掲げる規定にあつては感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）により実施する措置</p> <p>イ 第十二条第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第三項、第五項、第八項、第十項、第十一項及び第十三項から第十六項まで、第十五条の二第一項及び第二項、第十五条の三第一項、第二項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項、第十八条第一項及び第三項から第六項まで、第三十七条第一項から第三項まで及び第四項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第六十三条の三第一項及</p>	<p>（新設）</p>

び第四項並びに第六十三條の四の規定

ロ 第二十六條第二項において読み替えて準用する第十九條第一項から第三項まで、第五項及び第七項、第二十條第一項から第六項まで及び第八項、第二十一條、第二十二條、第二十四條の二並びに第二十五條第四項の規定

ハ 第二十六條第二項において読み替えて準用する第二十三條において準用する第十六條の三第五項及び第六項（感染症法第十七條第一項の規定による健康診断の勧告及び同條第二項の規定による健康診断の措置に係る部分を除く。）の規定

ニ 第四十四條の三第二項及び同條第四項から第八項まで（これらの規定を第五十條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定

ホ 第四十六條第一項から第五項まで及び第七項、第四十七條、第四十八條、第四十九條において準用する第十六條の三第五項及び第六項、第四十九條の二において準用する第二十四條の二、第五十條の二第二項並びに第五十一條第一項（感染症法第四十六條第一項、第三項若しくは第四項、第四十七條又は第四十八條第一項若しくは第四項に規定する措置に係る部分に限る。）の規定

（指定行政機関）

第一條の二 法第二條第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

一 三十三 （略）

（指定行政機関）

第一條 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第二條第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

- 一 内閣府
- 二 国家公安委員会
- 三 警察庁
- 四 金融庁
- 五 消費者庁

-
- 六 こども家庭庁
 - 七 デジタル庁
 - 八 総務省
 - 九 消防庁
 - 十 法務省
 - 十一 出入国在留管理庁
 - 十二 外務省
 - 十三 財務省
 - 十四 国税庁
 - 十五 文部科学省
 - 十六 厚生労働省
 - 十七 検疫所
 - 十八 国立感染症研究所
 - 十九 農林水産省
 - 二十 動物検疫所
 - 二十一 林野庁
 - 二十二 水産庁
 - 二十三 経済産業省
 - 二十四 資源エネルギー庁
 - 二十五 中小企業庁
 - 二十六 国土交通省
 - 二十七 観光庁
 - 二十八 気象庁
 - 二十九 海上保安庁
 - 三十 環境省
 - 三十一 原子力規制委員会
 - 三十二 防衛省
 - 三十三 防衛装備庁
-

(指定公共機関)

第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

一〜十九 (略)

二十 次の掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの
イ〜ニ (略)

(指定公共機関)

第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人労働者健康安全機構
- 二 独立行政法人国立病院機構
- 三 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 四 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 五 日本銀行
- 六 日本赤十字社
- 七 日本放送協会
- 八 広域的運営推進機関
- 九 成田国際空港株式会社
- 十 中部国際空港株式会社
- 十一 新関西国際空港株式会社
- 十二 北海道旅客鉄道株式会社
- 十三 四国旅客鉄道株式会社
- 十四 日本貨物鉄道株式会社
- 十五 東京地下鉄株式会社
- 十六 日本郵便株式会社
- 十七 日本電信電話株式会社
- 十八 東日本電信電話株式会社
- 十九 西日本電信電話株式会社
- 二十 次の掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの
イ 医師、歯科医師又は病院の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの

ホ 医薬品医療機器等法第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者の組織する法人であつて、新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。第五条の三第二項において同じ。）に係るワクチンの製造販売について医薬品医療機器等法第十四条の二の二第一項又は第十四条の三第一項の規定により医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたもの（当該承認を受けようとする者を含む。）を構成員とするもの

へ（ヨ）（略）

ロ 薬剤師の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の医薬品の需要に応ずるものと認められるもの
ハ 看護師の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の看護の需要に応ずるものと認められるもの

ニ 法第四十七条に規定する医薬品等製造販売業者であつて、その行う医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十三項に規定する製造販売をいう。ホにおいて同じ。）の事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品の需要に応ずるものと認められるもの

ホ 医薬品医療機器等法第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者の組織する法人であつて、新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。第五条の三において「感染症法」という。）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。第五条の三第二項において同じ。）に係るワクチンの製造販売について医薬品医療機器等法第十四条の二の二第一項又は第十四条の三第一項の規定により医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたもの（当該承認を受けようとする者を含む。）を構成員とするもの

ヘ 法第四十七条に規定する医薬品等販売業者の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品、医薬品医療機器等法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等又は再生医療等製品の配送の需要に応ずるものと認められるもの

ト 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項

第三号に規定する小売電気事業者（同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）は、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者（その事業の用に供する発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）に係る出力の合計、発電又は放電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）

チ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第二項に規定するガス小売事業（以下チにおいて単に「ガス小売事業」という。）が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）は、同法第六項に規定する一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事情からみて、その営む同法第五項に規定する一般ガス導管事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）に限る。）及び同法第十項に規定するガス製造事業者（ガス小売事業の用に供するためのガスの製造量その他の事情からみて、その営む同法第九項に規定するガス製造事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）

リ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者

ヌ 海上運送法第十九条の五第一項又は第二十条第一項の規定による届出をした者であつて、その営む同法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業又は同条第六項に規定する不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）が主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間における貨物の輸送需要に應ずるものと認められるもの

ル 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百一条第一項に規定する本邦航空運送事業者であつて、その経営する同法第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（本邦内の地点と本邦外の地点との間において行う同条第十八項に規定する航空運送事業に限る。）がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に應ずるものと認められるもの

ヲ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業による円滑な輸送が確保されないことが一の都道府県の区域を越えて利用者の利便に影響を及ぼすものと認められるもの

ワ 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第七条第一項に規定する内航海運業者であつて、同法第八条第一項に規定する船舶により同法第二条第二項第一号に規定する内航運送をする事業を営むもの

カ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事

(都道府県知事による市町村長の事務の代行)

第四条の二 災害対策基本法施行令第三十条第二項及び第三項の規定は、法第二十六条の二第二項の規定による都道府県知事による市町村長の事務の代行について準用する。

(市町村等の事務の委託の手續)

第四条の三 災害対策基本法施行令第二十八条の規定は、法第二十六条の五(法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による市町村の事務又は市町村の長その他の執行機関の権限に属する事務の委託について準用する。

(職員の派遣の要請の手續)

第四条の四 災害対策基本法施行令第十五条の規定は、法第二十六条の六第一項(法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による職員の派遣の要請について準用する。

(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び職員の身分取扱い)

第四条の五 法第二十六条の八において読み替えて準用する災害対策基本法第三十二条第一項の特定新型インフルエンザ等対策派遣

業がその営業所その他の事業場の数及び配置、事業用自動車の種類及び数その他の事項からみて全国的な規模の貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの
ヨ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者(業務区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

手当及び法第二十六条の七（法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十六条の六第一項に規定する特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第十七条から第十九条までの規定の例による。

（法第三十一条の六第三項の政令で定める事項）

第五条の六 法第三十一条の六第三項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該者が行う事業の属する業態における感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況又は新型インフルエンザ等の発生の動向若しくは原因
- 二 当該者が事業を行う場所における同一の事実起因して感染する者が生ずるおそれの程度
- 三 当該者についての法第三十一条の六第一項の規定による要請に係る措置の実施状況
- 四 当該者が事業を行う場所の所在する法第三十一条の六第一項の都道府県知事が定める区域において法第三十一条の四第一項の規定に基づき公示される同項第一号に掲げる期間が終了する日

第七条から第十条まで 削除

（新設）

（特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行）

第七条 災害対策基本法施行令第三十条第二項及び第三項の規定は、法第三十八条第二項の規定による特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行について準用する。

(特定市町村等の事務の委託の手続)

第八条 災害対策基本法施行令第二十八条の規定は、法第四十一条の規定による特定市町村の事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の委託について準用する。

(職員の派遣の要請の手続)

第九条 災害対策基本法施行令第十五条の規定は、法第四十二条第一項の規定による職員の派遣の要請について準用する。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び職員の身分取扱い)

第十条 法第四十四条において読み替えて準用する災害対策基本法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び法第四十三条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第十七条から第十九条までの規定の例による。

第十三条 削除

(法第四十五条第三項の政令で定める事項)

第十三条 法第四十五条第三項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該施設と同種の施設における感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況又は新型インフルエンザ等の発生の動向若しくは原因
- 二 当該施設における同一の事実起因して感染する者が生ずるおそれの程度
- 三 当該施設管理者等についての法第四十五条第二項の規定による

る要請に係る措置の実施状況

四 当該施設の所在する都道府県において法第三十二条第一項の規定に基づき公示される同項第一号に掲げる期間が終了する日

(事務の区分)

第二十九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（第四条の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令第二十条の二の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び第四条の三において準用する同令第二十八条第四項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第二十九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（第四条の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令第二十条の二の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び第八条において準用する同令第二十八条第四項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。